

出産育児一時金を直接支払制度にて受給申請される方へ (出産育児一時金用 健康保険資格喪失証明書発行希望の方)

健康保険組合や国民健康保険の出産育児一時金とは

- ① 出産育児一時金は出産時に加入している健康保険にて支給されます。
- ② 当組合を退職（資格喪失）されている方も在籍期間が1年以上（任意継続期間は除く）あり、喪失後6ヶ月以内の出産の場合は当組合で受給することができます（被扶養者は除く）。
※ただし、出産時加入中の健康保険でも受給資格が発生するため、当組合での受給を選択した場合に限ります。

※ご注意ください

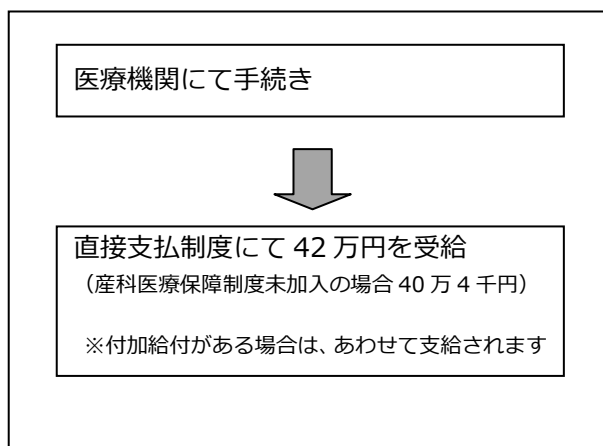
◆◆加入期間が短い方でも全ての健康保険で受給することができます◆◆

健康保険や国民健康保険に加入（被扶養者も含む）していればすべての方に受給権がございます（加入期間の長さは関係ありません）。

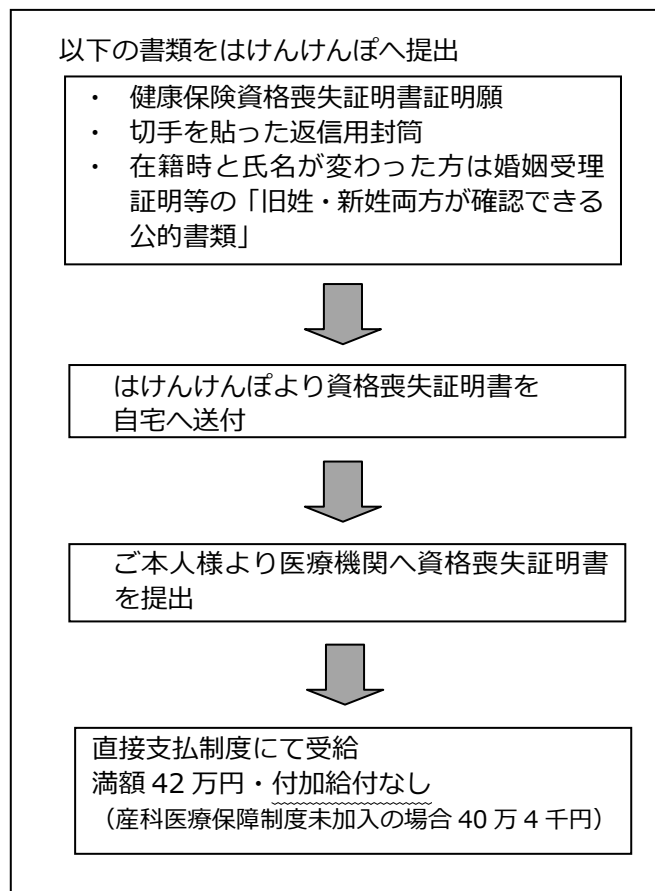
厚労省保険局通知（保保発 0603 第2号）抜粋
資格喪失後の健康保険で出産育児一時金を受給選択するとき
あくまで対象者からの意思表示に基づいて行われるものであるため、各保険者においては、対象者に対し、意思表示の内容を指示することや、既に行った意思表示の撤回を強要することのないように対応すること。

受給までのフロー図

出産時加入中の健康保険を選択したとき



はけんけんぽを選択した時



※医療機関からの請求が42万円（または40万4千円）に満たない場合は差額を受け取ることができます。
(申請方法は各健康保険によって異なります。)

